

委員 長 報 告

本委員会は、去る3月17日の本会議において付託を受けた議案7件について、19日、23日及び26日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1定議案第16号 田辺市個人情報保護条例の一部改正について、同議案第17号 地籍調査の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、同議案第18号 田辺市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定について、同議案第19号 田辺市議会議員及び田辺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、同議案第44号 平成21年度田辺市同和対策住宅資金等貸付事業特別会計予算及び同議案第55号 平成21年度田辺市四村川財産区特別会計予算の以上6件については、全会一致により、同議案第33号 平成21年度田辺市一般会計予算の所管部分については、起立多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑及び意見の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第33号 平成21年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、議会費にかかわって、経費削減の見込みについて詳細説明を求めたのに対し、「次の一般選挙から議員定数が4名減の26人になることに伴い、前年度に比べて約2,751万2,000円が減額され、さらに会議録製本部数の見直しによる135万円の経費削減を見込んでいる」との答弁がありました。

次に、まちづくり推進事業費にかかわって、みんなでまちづくり補助金の概要及び制度の見直しについて詳細説明を求めたのに対し、「この補助金は、市内の市民活動団体等が新たに公益的なまちづくり事業を実施する場合、その事業の立ち上げ時の支援をする目的で、費用の一部を補助し、事業をより円滑に進めていただくために設けている。また、1事業につき3回の回数制限を設けて、それ以降は団体の自助努力による運営をお願いすることで、限られた財源を有効に活用し、できるだけ多くの団体に利用していただきたいと考えている。現時点では回数制限を見直す予定はないが、公益性が高いと考えられるものについては、他の部署の補助金等を活用しながら、市民活動団体と行政との協働事業として継続的に実施していくことができないか検討していきたい」との答弁がありました。

次に、地域情報化推進費にかかわって、地上デジタル放送への対応状況についてただしたのに対し、「2011年7月24日からの地上デジタル放送への完全移行に向け、当地域では3月1日から田辺北中継局と田辺中継局の2局で本放送が始まっており、4月1日から南部川中継局で本放送が開始される。市では、町内会や電器店等にも協力いただき、市内におけるテレビ共同受信施設の難視聴地域の現地調査を行い状況把握に努めており、今後も広報紙等を活用しながら、地上デジタル放送への対応について、より一層周知徹底を図っていききたい。また、地上デジタル放送に切りかわることで、新たな難視聴地域の発生も予想されることから、県が中心となり現地調査も実施されている」との答弁がありました。

次に、歳入にかかわって、宅地に対する固定資産税の賦課について詳細説明を求めたのに対し、「地域や土地による固定資産税の評価額に対する税負担の格差を是正するため、平

成6年度に地価公示価格の7割程度とする全国一律の基準が設けられ、平成9年度以降、この格差を解消するための負担調整措置が講じられている。そのため、当地域の地価動向は下落傾向にはあるものの、その負担水準のばらつきを是正している過程にあることから、地域によっては、地価が下落していても税額が上がるという場合も生じている」との答弁がありました。

さらに、入湯税の課税についてただしたのに対し、「平成21年度の入湯税収入は、近年の入湯客の減少から前年度に比べ488万円の減収を見込んでいる。入湯税は、環境衛生施設や観光振興に要する費用等に充てるための地方税法に定められた目的税の一つで、市では、鉱泉浴場の入湯者に対して1人1日につき一律150円を課税している」との答弁があり、委員から、観光施策の一環として、また入湯客減少を食い止める方策として日帰り客の入湯税の引き下げを検討してはどうかという意見がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成21年3月26日

総務企画委員会

委員長 塚 寿 雄

委員長報告

本委員会は、去る3月17日の本会議において付託を受けた議案15件について、17日、18日及び26日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1定議案第23号 田辺市短期滞在施設条例の制定について、同議案第24号 田辺市龍神山路紙保存伝承施設条例の制定について、同議案第25号 田辺市世界遺産熊野本宮館条例の制定について、同議案第35号 平成21年度田辺市老人保健特別会計予算、同議案第40号 平成21年度田辺市分譲宅地造成事業特別会計予算、同議案第43号 平成21年度田辺市交通災害共済事業特別会計予算、同議案第46号 平成21年度田辺市農業集落排水事業特別会計予算、同議案第47号 平成21年度田辺市林業集落排水事業特別会計予算、同議案第48号 平成21年度田辺市漁業集落排水事業特別会計予算、同議案第50号 平成21年度田辺市戸別排水処理事業特別会計予算及び同議案第54号 平成21年度田辺市木材加工事業特別会計予算についての以上11件については、全会一致により、同議案第33号 平成21年度田辺市一般会計予算の所管部分、同議案第34号 平成21年度田辺市国民健康保険事業特別会計予算の事業勘定、同議案第36号 田辺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について及び同議案第37号 平成21年度田辺市後期高齢者医療特別会計予算についての以上4件については、起立多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑及び要望等の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第23号 田辺市短期滞在施設条例の制定についてであります。施設の設置及びその入居基準についてただしたのに対し、「本条例は、本市への定住希望者等に短期的に滞在施設を提供し定住の促進を第一義に考えたものであり、当施設の設置に際しては、まず住んでみることによってその地域をより知っていただくという観点から、本市に移住を希望される方などに1年間を期限として住居を提供し、最終的には、その地域に家を建築するなどして定住していただくことによって、地域の活性化につなげたいと考えている」との答弁がありました。

次に、議案第33号 平成21年度田辺市一般会計予算の所管部分についてであります。塵芥処理費における破砕機の購入についてただしたのに対し、「現在使用している破砕機は、平成13年に購入したものであるが、ポリ缶などが破砕されないほか、油漏れ等による修繕を余儀なくされている。最終処分場の延命化を図る観点から、埋め立てごみをより細かく破砕する必要性があり、そうした中で毎年定期修繕や小修繕に係る費用を計上しているものの、修繕費用を含めた今後の維持管理等の必要経費を比較検討したところ、平成21年度において購入する方が有利だと判断し、今回購入を決めたものである」との答弁がありました。

また、最終処分場の延命化にかかわって、容器包装プラスチックリサイクル業務での埋め立てごみ3割減の目標についてただしたのに対し、「平成20年度の状態については、最終確定には至っていない段階であるが、埋め立て量の2割減を見込んでいる」との答弁があり、委員から、埋め立てごみ減量の観点から、ペットボトル以外のプラスチック系容器等に関して、拠点回収も含めた分別収集等の要望がありました。

次に、農業振興費の熊野牛振興対策事業費補助金及び肉用牛生産組合補助金等にかかわって、熊野牛ブランド化の取り組みについてただしたのに対し、「これまでは生産者団体と販売者団体がそれぞれ協議会を組織し取り組みを進めてきたが、昨年からは生産部門と販売部門とが一体となって熊野牛のPRをしていこうという機運が出てきており、今後は両者の連携した取り組みにより、さらなる熊野牛のブランド化を推し進めていくよう検討している」との答弁があり、委員から、県も熊野牛ブランドの推進に本格的に動き出していると聞いており、市においても予算面も含め、熊野牛のさらなるブランド化を推進するための抜本的な取り組みについて要望がありました。

次に、山村振興費の過疎集落支援補助金にかかわって、「元気かい！集落応援プログラム」の事業内容について詳細説明を求めたのに対し、「山村地域の過疎集落において、給水施設の整備や維持管理及び生活道の維持管理に対する助成、また簡易給水施設の水質検査に対する一部助成のほか、過疎集落と市街地の交流を促進し過疎集落の活性化を図るふれあい交流事業等を実施するものである。そのほか新規事業として、過疎集落の生活空間を保全し、生きがいの創出等、集落再生を推進する事業の一つとして、鳥獣被害から過疎集落を守るため、4地区程度でモデル的に鳥獣害防止柵の設置を予定している」との答弁がありました。

次に、水産増養殖事業費及び水産振興費にかかわって、漁業振興に対する施策展開をどのように考えているかただしたのに対し、「近年の漁獲量の低迷に伴い水揚げ金額の減少等、大変厳しい状況にあることは十分認識しているが、対応については非常に難しい実情である。放流事業等については、継続しつつ、魚種によっては増加を図り、さらには新商品の開発や販路拡大等、さまざまな分野で産業部内はもとより漁業協同組合とも綿密に連携をとりながら一体的な事業展開を行っていききたい」との答弁があり、委員から、近年漁業は大変厳しい状況下にあることから、水産業振興に対する思い切った予算措置等も念頭に組み込むよう要望がありました。

次に、観光費の田辺観光戦略推進事業委託料にかかわって、田辺市熊野ツーリズムビューローの今後の活動方針及び観光協会との関係についてただしたのに対し、「熊野ツーリズムビューローは、旧市町村単位にある5つの観光協会から、それぞれ会長ほか1名を選出することにより、計10名で運営委員会を構成している。各観光協会では、それぞれの地域の特性に応じた活動を展開し、その地域の広報や事業実施に努めており、熊野ツーリズムビューローでは、全市的な広報宣伝活動を精力的に行っている。全国でも自治体の合併が進む中、熊野ツーリズムビューローの活動形態が注目されているが、自主財源を確保する事業にまでは至っておらず、現在、自主財源を確保するために、着地型旅行事業として機能できないかなど研究を進めており、今後も5つの観光協会と連携しながら活動を行っていききたい」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成21年3月26日

産業環境委員会

委員長 白川 公一

委員長報告

本委員会は、去る3月17日の本会議において付託を受けた議案13件について、19日、23日及び26日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1定議案第26号 田辺市営住宅条例の一部改正について、同議案第29号 民事調停の申立てについて、同議案第30号 市道路線の認定について、同議案第31号 市道路線の変更について、同議案第32号 市道路線の廃止について、同議案第33号 平成21年度田辺市一般会計予算の所管部分、同議案第41号 平成21年度田辺市公共用地先行取得事業特別会計予算、同議案第42号 平成21年度田辺市文里港整備事業特別会計予算、同議案第45号 平成21年度田辺市簡易水道事業特別会計予算、同議案第49号 平成21年度田辺市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、同議案第52号 平成21年度田辺市駐車場事業特別会計予算、同議案第53号 平成21年度田辺市砂利採取事業特別会計予算及び同議案第56号 平成21年度田辺市水道事業会計予算の以上13件について、いずれも全会一致により原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第26号 田辺市営住宅条例の一部改正について、詳細説明を求めたのに対し、「昨今の経済状況の悪化により低所得で住宅に困窮している方に対する住宅施策として国の法律が改正されたことに伴い、市の条例を改正するものである。こうした中、市においては、約8割の方の市営住宅家賃が現在のまま、もしくは下がることになり、また、上がる方は約2割あるものの、5年間の段階的経過措置もあるため大きな影響はないと見込まれる」との答弁がありました。

次に、議案第30号 市道路線の認定について、今回の認定についての説明を求めたのに対し、「土地の開発行為に伴う市道認定が主なものであり、道路の有効幅員や回転広場の設置等、田辺市開発事業の指導要綱に当てはまる場合、市道として認定している」との答弁がありました。

次に、議案第33号 平成21年度田辺市一般会計予算の所管部分についてであります。水路新設改良費における工事請負費について詳細説明を求めたのに対し、「水路の中でも、道路に面している水路については、道路新設改良に合わせて整備されるが、市道に面しない道路排水が流れる水路については、水路新設改良として整備している。平成21年度予算においては、市道の排水が流れている水路として芳養地区2件の工事請負費を計上している」との答弁がありました。

次に、水路維持費の小溝清掃委託料にかかわって、市街地の高齢化に対応した予算計上であるかただしたのに対し、「高齢化が進んでいる中で、小溝清掃作業における要望については、町内会や環境課とも連携を図りながら検討し、業者委託で対応している。中には2～3年に1回の清掃箇所もあるが、できるだけ高齢者の負担軽減につながるよう予算を見込んでいる」との答弁がありました。

次に、街路事業費にかかわって、都市計画街路・内環状線の事業の進捗状況について詳細説明を求めたのに対し、「平成21年度において、物件補償6件と用地約300平米を取

得する予定である。これで用地購入と物件補償は完了となることから、平成22年度の本工事完成を目指し事業の推進を図っていきたい」との答弁がありました。

次に、常備消防費にかかわって、消防緊急通信指令施設保守点検委託料における改善点についてただしたのに対し「各保守点検委託業務については、導入した業者との随意契約を行うに当たり、さらに契約内容を見直し調整を図ることにより、昨年度よりも減額して計上している」との答弁がありました。

次に、上富田消防受託費における備品購入費にかかわって、学校や事業所への設置が増加しつつある自動体外式除細動器（AED）の普及啓発についてただしたのに対し、「市消防本部では、心臓マッサージ等応急手当と合わせてAEDの使用方法について講習を行っている。こうした中、ここ3年間では、心臓や呼吸が停止した状態の場に居合わせた方が適切な応急手当を行い、救急隊員による救命処置のあと社会復帰された事例が6件ある。実際に一般の方がAEDを使用されるケースは少ないものの、普及することにより、多くの命を助けられることにつながるため、設置と啓発活動を積極的に進めている」との答弁がありました。

次に、議案第45号 平成21年度田辺市簡易水道事業特別会計予算についてであります。歳入予算における繰入金について詳細説明を求めたのに対し、「簡易水道事業については、平成20年度で主な事業が終わり、平成21年度は維持管理が主体の予算となっている。こうした中、当然経常経費削減に努めるものの、老朽化施設等の整備も必要であり、使用料のみでの運営は困難であることから、引き続き一般会計から繰り入れをし、運営を行っていく予定である」との答弁がありました。

次に、議案第52号 平成21年度田辺市駐車場事業特別会計予算についてであります。駅前第二駐車場管理委託に対する詳細説明を求めたのに対し、「駅前付近は、中心市街地活性化事業の中で整備を進めるべく、現在基本計画の申請中であり、認定されれば、駅前第一駐車場や第二駐車場、また駐輪スペース等駐車場に関して総合的に検討していく必要があります。管理委託についても今後の検討課題となっている」との答弁がありました。

次に、議案第56号 平成21年度田辺市水道事業会計予算についてであります。給配水管維持管理委託料について詳細説明を求めたのに対し、「委託業務内容については、給水区域内において24時間体制で突発的なトラブルへの初期対応を行うもので、迅速かつ適切な対応を必要としている。また、委託契約については、以前職員が行っていた業務を平成19年度から民間委託した経過があり、歩掛等の明確な積算基準がないため、業務内容を示した仕様書によって市内の2つの管工事組合から見積もりを取り、比較検討し随意契約している」との答弁がありました。さらに、委員から、明確な積算基準の必要性を強くただしたのに対し、「今後は、民間委託後の業務実績を踏まえたさまざまなデータを精査して、平成21年度中に一定の積算基準を作成しそれに沿った発注方法で進めていきたい」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成21年3月26日

建設消防委員会

委員長 田中 康 雅

委員 長 報 告

本委員会は、去る3月17日の本会議において付託を受けた議案10件について、17日、18日及び26日にそれぞれ委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1定議案第20号 田辺市学童保育所条例の一部改正について、同議案第21号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、同議案第22号 田辺市災害融資条例の廃止について、同議案第27号 田辺市教育奨学基金条例の一部改正について、同議案第28号 田辺市立小学校及び中学校条例の一部改正について、同議案第34号 平成21年度田辺市国民健康保険事業特別会計予算の直営診療施設勘定及び同議案第51号 平成21年度田辺市診療所事業特別会計予算の以上7件については、全会一致により、同議案第33号 平成21年度田辺市一般会計予算の所管部分、同議案第38号 田辺市介護保険条例の一部改正について及び同議案第39号 平成21年度田辺市介護保険特別会計予算の以上3件については、起立多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑及び要望の主なものは、次のとおりであります。

議案第33号 平成21年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、まず衛生費では、妊婦健康診査委託料にかかわって、受診時の自己負担分の有無についてただしたのに対し、「多胎児や妊娠中毒症等のリスクがある場合を除き、妊婦が出産するまでの標準健診回数は14回であるとして、その標準的な検査に関しては公費負担をする。実施方法については、母子手帳交付時に発行する20枚の受診券を医療機関に持参していただくことで、妊娠週数に合った検査を受けることができるようにする予定で、その範囲内であれば自己負担は不要となる」との答弁がありました。

次に、公立紀南病院組合負担金の償還期間についてただしたのに対し、「建設債償還分は紀南病院の本院及び新庄別館の移築事業に係るもので、このうち平成16年度に購入した医療機器分については平成21年度に償還が終了するため、平成22年度以降は6億円程度減額となる。償還期間は平成45年度までだが、それまでに償還が終了するものもあるため、この負担額が最後まで続くということではない」との答弁がありました。

次に、教育費では、外国人英語指導教師賃金にかかわって、姉妹都市であるワイオン市に対して教師登録の呼びかけ等の取り組みを行ったかただしたのに対し、「市における外国人英語指導教師は現在イギリス人1名、カナダ人3名、アメリカ人2名の計6名である。外国人英語指導教師については、自治体から自治体国際化協会に対して派遣要請を行い、その条件によって協会に登録されている各国からの希望者とマッチングを行った上で派遣されることから、ワイオン市民を限定して派遣要請を行うのは困難である」との答弁があり、これに対し委員から、ワイオン市に呼びかけて協会に登録してもらうことで派遣の可能性も出てくるので、そうしたことも含めて、より交流が深まるよう取り組んでほしい旨、要望がありました。

次に、議案第38号 田辺市介護保険条例の一部改正について、介護保険料の減額理由をただしたのに対し、「第3期介護保険事業計画における保険料の算定では、県からの第2

期の借入金の償還分を含んでいたため保険料に影響があったが、第4期ではそれが含まれていないことや、市内の介護療養型病床が昨年3月末に医療型病床に転換したことに伴い、入院されている方に対する給付費が減少したこと等により減額につながったものである。第4期でも年間所得80万円以下の方に対する軽減措置を導入したことで保険料増額の要因とはなっているものの、減額要因が大きいいため、総額的に第3期保険料の基準額から461円の減額が可能となった」との答弁がありました。

次に、議案第39号 平成21年度田辺市介護保険特別会計予算のうち、保険給付費について、地域密着型介護サービス給付費の増額理由をただしたのに対し、「地域密着型介護サービスについては、市内に4カ所ある認知症対応型共同生活事業所の利用状況が常に満員の状態であり、平成21年度からの介護保険事業期間においても延べ54床の整備枠を計画していることから、それに伴う入所者の増加や、平成20年度から整備されてきた事業所の影響額も見込んでいるため増額するものである」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成21年3月26日

文教民生委員会

委員長 山本 紳次